

平成30年第4回紀の川市議会定例会 第3日

平成30年12月 5日（水曜日） 開 議 午前 9時29分
散 会 午前10時28分

◎議事日程（第3号）

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	6番 太 田 加寿也	7番 石 脇 順治
8番 並 松 八重	9番 中 村 まき	10番 大 谷 さつき
11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之	13番 高 田 英亮
14番 川 原 一泰	15番 森 田 幾久	16番 村 垣 正造
17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明	19番 石 井 仁
20番 杉 原 勲	21番 室 谷 伊則	22番 坂 本 康隆

○欠席議員（1名）

5番 中 尾 太久也

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	今 城 崇 光
総務部長	金 岡 哲 弘	危機管理部長	中 浴 哲 夫
市民部長	尾 上 之 生	福祉部長	橋 本 好 秀
農林商工部長	神 徳 政 幸	建設部長	前 田 泰 宏
会計管理者	浅 野 徳 彦	上下水道部長	上 中 勝 彦
農業委員会事務局長	吉 川 博 造	教育長	貴 志 康 弘
教育部長	山 野 浩 伸		

○議会事務局職員

事務局長	中 野 朋 哉	事務局次長	柏 木 健 司
議事調査課主幹	片 山 享 慈	議事調査課主幹	岩 本 充 晃

（開議 午前 9時29分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成30年第4回紀の川市議会定例会3日目の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（坂本康隆君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、4番 船木孝明君の一般質問を許可いたします。

4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（質問席） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長の発言許可が出ましたので、台風21号、24号、20号と三つあるんですけども、大きな災害がある21号を中心に質問させていただきます。

今回の9月の台風、大きな被害をもたらしました。特に、9月4日の台風21号は、風速57メートルを記録し、昭和36年の第2室戸台風から半世紀余り、57年ぶりの猛威に襲われ、本市においては農業被害だけで12億円と甚大な被害がありました。

それから、3カ月過ぎた今でも、民家の瓦屋根にブルーシートが張られ、また桃農家、柿、かんきつ、そうした果樹園の片づけも改植までも進んでいない状態です。また、施設建物の倉庫、ビニールハウスも被害のまま、余り片づけが終わっていない状態です。

また、本市の公共施設においても、今回の議会で台風被害の補正予算が上程され、施設被害もまだ完全に復帰に至っておりません。

昨日の同僚議員の答弁で、市長は、本市のインバウンドはフルーツと観光の取り組みと答弁されましたが、桃山町の桃の被害が非常に大きな打撃を受けております。西部流通センターでは、毎年約3,000人、80台の観光バスで名鉄と契約してインバウンドに都市からの観光客を受けている状態です。

そんな中、フルーツの生産農家は非常に大きな打撃を受け、特に果樹園の木が根元から折られ、来年からは4～5年収入がなくなる、どうしたらよいか死活問題と、不安の声が多く寄せられ、既に農外収入を求め、建設会社や庭木の剪定業、そうした動きが出ております。

現在、農家の高齢化で何もなくても後継者不足で大きな問題ですが、さらに今回の災害で落胆し、自信をなくし、農業後継の意欲を失わせないため、災害支援の市の対応、また地域の倒木、その他の被害を今後の教訓として質問させていただきます。

まず第1として、今回の農業被害の申請の窓口はということで、今回、被害申請の説明

会に老人がつえをついて農協の2階まで階段を上っていたが、なかなか申請が複雑で多く中には被害申請の地図も含め、見積書も数社と依頼を聞いて、せっかく被害予算つけてもらったのに、被害申請を諦める農家もあると聞いております。もう少し簡素に何とかできないのかという声も上がり、また今回も含めて申請の窓口が市とJAとなっているが、窓口が一本化にならないかという質問でございます。

次に、2番目として、今回被害総額が多大にわたって起きておりますが、国・県・市の補助率がいろいろ説明会で報告されておりますが、12億円を超えると聞いて、これでは農家だけの復旧が無理です。そうした中で、補助率とは何%ぐらい補助になっているのかと、まだ全部終わっていないので、おおむねで結構ですでお聞きします。

また、台風で果樹園が壊滅的な被害で根元から倒木した場合、新規に改植しても正木になり収入がとれるのに5～6年はかかりますが、その間の支援制度があるのか。もしなかったら、早急に市のほうで対策を考えてほしいということで質問させていただきます。

続いて、3番目に、今回、台風21号の被害の補助金申請のいろいろな条件ですけども、従来、農業補助金を受けるときに、まず認定農業者、農業共済に入っておるかとか、年齢、いろいろと条件があるのですが、今回の自然災害の場合において、そうした条件を免除してもらえないかということです。

また、従来の改植資金の補助金を受ける条件として、同じ品種、例えば、桃から桃ではだめやと、ミカンからミカンでもだめやという従来の方針ですが、今回はそうした特別対策としてそういう同一果樹でも受けられるのかということをお聞きさせていただきます。

続いて、4番、これは今回も非常に皆も御存じですけども、市道・府道・農道で倒木で通行ができなくなり、地元住民では対応が無理なとき、何日も車が通れない、そうした生活が困難で早急に生活道路を開通してほしいと、強い住民の声が寄せられました。こうした通行どめの箇所は市で何カ所ぐらいあったのか。また、従来問題になっておる古い空き家や家の塀、また看板等の倒壊により通行どめの箇所があったのか、またその対応はどうしたのか。

次に、各路線で復旧の時間が長期にわたり、住民が不便で苦労したと聞いているが、一体復旧までおおむね何日ぐらいかかったのか。また、今後、市は被害通報を受けて、復旧さらにどのような対応をとっていくのかということをお聞きさせていただきます。

次に、5番目に、一応類似のともあるんですけど、市の管理水道、一般水路に風水害等で倒木や土砂で人力では撤去できないときの市の対応はどのように対応していくんですか。今回の台風で、水路にも倒木や木の根、土砂が堆積し、通水ができなく、あふれた水が付近の道路や民家にあふれ、二次災害が予測されるということで、今後の市の対応はどうですか。質問します。

次に、6番目として、地域で管理している会館、また宮司や住職のいない神社仏閣の倒木被害で、地域住民でとてもこれも片づけられない、手のつけられないときの市の対応はどのようにしておられるか。そういう寺やそういう人が台風で大きな木が根元から折れ、

地域住民が手がつけられない、このままほっておけば荒廃地になってしまうので、何とかしてほしいという声もあるので、市の今後の対応はどうか。

7番に、今回の台風で屋根の瓦が破損被害の応急処置のブルーシートや土のう袋を市からの支給はなかったのか、あったのか。また、今回台風21号で強風で飛ばされ、ブルーシートが応急処置で屋根に張られて、一時店頭においても品不足で売っていなかった、そういうとき、同じく和歌山市や岩出市では、テレビでも放映されましたが、ブルーシートの無料配布が放映されていましたが、特に本市にも問い合わせがあったと思うんですけども、今後の備蓄対応、そうしたものにどのようにしていくかを質問したいと思います。

最後の8番目に、生活困窮者、きのう同僚議員の質問もあったんですけども、大きな被害をもたらしましたが、その被害の中に生活困窮者、家屋等被災した場合に大変で特別の支援や見舞金が必要と思われるが、今回の台風で被害に遭った対象家庭と被害状況とか、問題点はどうかであったか、質問します。

また、現在、市の災害時要援護者の人数は、これからもますます高齢者を含めて年々ふえてくると思いますが、そうした取り組み等を今後どのように取り組んでいくのか、質問させていただきます。

以上です。8点です。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） 船木議員の御質問の台風による農業被害の補助事業についてお答えいたします。

まず、台風21号、24号の被害ということですが、農業被害につきましては、台風24号では余り被害が発生しておりませんので、被害対策については、台風20号、台風21号に対して実施していますので、台風20号を含めた内容でお答えいたします。

一つ目の質問の農業被害の補助金申請の窓口を一本化できないかの質問についてお答えします。

被害対策事業の主なもので、被害を受けた農業用施設・機械の復旧を支援する事業として、国庫事業の被災農業者向け経営体育成支援事業、県単独の野菜花き産地総合支援事業と果樹産地競争力強化総合支援事業、市単独事業のモモせん孔細菌病対策事業があります。

また、倒木や枝折れ等による被害を受けた果樹の改植に対する支援として、公益財団法人中央果実協会が実施する果樹経営支援対策事業がございます。

補助金申請の窓口は、国庫事業と市単独事業は市となります。県単独事業と中央果実協会が実施する改植の事業は、JA紀の里等となります。

融資制度では、被災農業者が安定した経営を維持できるように、県独自の制度資金である生活営農資金を緊急融資対策として実施しています。この台風被害に係る生活営農資金は、市も利子補給を行い実質無利子での貸し付けとなっています。また、生活営農資金を補完する融資として、JA紀の里が融資する農業振興資金にも市が利子補給を行い、無利

子での融資を可能としてございます。

申請手続の簡素化や窓口の一本化ができないのかとのことですが、それぞれの事業で内容も異なり、事業の実施主体も異なることから難しいと考えています。

農業者への申請手続の負担軽減では、今回、全ての事業の説明会を県・市・JAの連携により合同で行い、要望受け付けでは、国庫事業、県単独事業、市単独事業を同じく県・市・JAで一括で行っております。改植事業については、JA紀の里産地協議会が振興している品種・品目への改植が必要なことや専門的な指導が必要なことから、産地協議会事務局のJA紀の里や生産出荷団体となっておりますので、御理解をお願い申し上げます。

次に、二つ目の質問の今回の農業被害の補助事業の補助率についてお答えいたします。

国庫事業の被災農業者向け経営体育成支援事業では、補助対象経費の2分の1以内です。ただし、園芸施設共済の対象となっている施設については、共済加入の場合、共済金の国費相当額を合わせて2分の1、共済未加入の場合10分の4となります。県単独事業の野菜花き産地総合支援事業と果樹産地競争力強化総合支援事業では、補助対象経費の3分の1以内です。市単独事業のモモせん孔細菌病対策事業では、補助対象経費の6分の1以内となっております。

それぞれ補助事業を重複して申請できますので、例えば、ハウス被害や果樹棚等であれば、国庫事業2分の1と県単独事業3分の1を合わせて6分の5の補助となります。モモせん孔細菌病対策の防風ネットであれば、国庫事業2分の1、県単独事業3分の1、市単独事業6分の1を合わせて6分の6の補助となります。

公益財団法人中央果実協会が実施する果樹経営支援対策事業では、改植に必要な苗木等の経費として、かんきつ類の果樹からの改植で10アール当たり23万円、かんきつ類以外から主要果樹への改植で10アール当たり17万円といった定額補助となります。また、未収益期間に必要な肥料代などの経費として、10アール当たり5万5,000円を4年分、22万円が一括交付されることになっております。

次に、今回のハウス被害等の補助金申請時に特に条件はないのかの質問ですが、それぞれの事業に助成を受けるための要件や対象内容が定められており、台風20号、21号によっても内容が変わってきます。原則として、被災時農業を営んでおり、今後も被災農業者みずから農業経営を継続することが前提となります。

議員御質問の認定農業者、農業共済加入、年齢、借地、専業・兼業による条件はございません。ただし、先ほども答弁いたしましたとおり、園芸施設共済の対象となる施設については、加入の有無によって補助率に違いがございます。また、事業完了後に園芸施設共済等への加入も必要となります。

改植事業については、自然災害時の特例として、被害果樹の同一品種への改植や被害を受けた樹体ごとのスポット的な改植も可能となっております。

今回の台風は、農産物だけでなく農業用施設等にも大きな被害をもたらしました。そのために、国・県から被害に対する支援策も早い期間で出されましたが、この短い期間の中

でも迅速に対応させていただきましたが、今後も起きることを想定し、今回の課題・問題点を整理し、被害農業者への支援策の周知の方法、説明会の開催、申請・受け付け業務を迅速・円滑にできるように検討し、また、国・県への支援策の拡充についても要望を行ってまいりたいと考えております。

今後も、被災された農業者が営農意欲を失わず経営再建できるように関係機関と連携を強化し支援してまいりたいと考えておりますので、御理解お願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇） それでは、建設部より、「市道、区道の倒木により通行ができなく、人力で無理な状態の市の対策は」の御質問にお答えさせていただきます。

まず、台風21号の暴風による市道への被害は、倒木による通行障害は86カ所、電柱の倒壊による通行障害は8カ所、看板、小屋等の倒壊による通行障害は10カ所あり、幹線道、生活道路の通行どめ期間は、おおむね解除できるのに10日間を要しております。

今回の台風による市道の通行障害の対応につきましては、暴風域が抜けると同時に、通報やパトロール等により、まず職員が現地で障害物を除去し、通行の安全を確保しております。その後、職員対応が無理な箇所につきましては、市の災害協定を提携しております建設業協会に依頼し、通行確保を最優先に対処しております。また、山間部の市道の通行確保につきましても、地元住民が積極的に協力をいただいたことにより、通行どめ期間の短縮につながった大きな要因と考えております。しかし、電柱の倒壊により、建設業者だけで通行確保が無理な状況であり、通行確保に日数が要したのも事実でございます。

今後は、一日でも早く通行が確保できるように、災害時の連携体制を関係機関と適切に対応していきたいと考えております。

次に、「市の管理水路、一般水路に風水災害等で倒木、土砂の人力で撤去できないときの市の対策」についてでございますが、市道に付随する水路につきましては、災害時には市道の対応と同様に、職員、地元業者で対応しているところでございます。市道に隣接する農業用水路につきましては、集落道同様に地元で対応してもらっておるのが現状でございますが、ただし、排水路の場合は、規模にもよりますが、倒木や土砂等で閉塞しますと下流側に二次災害が起こるおそれもございますので、緊急処置が必要な場合は、早急に市で適切に対応してまいりたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） それでは、船木議員からの御質問のうち、6番目の地域で管理しています会館に加え、宮司や住職のいない神社仏閣の被害で人力で片づけられないときの市の対策はという御質問につきまして、市民部から、所管いたします「廃棄物対策」の観点から答弁申し上げます。

今回の台風が原因で発生しました、いわゆる「災害ごみ」のうち、御質問の地域で管理している神社仏閣の被災による「災害ごみ」につきましては、個人に加え、地元自治区が管理する集会所の「災害ごみ」に準ずるものとして、事前申請により処理手数料を免除さ

せていただいております。

ただし、自治区集会所等の「災害ごみ」につきましては、職員が現地確認の上、管理者が責任を持って所定の場所に搬入いただける場合のみ、紀の海クリーンセンター、あるいは当該センターで受け入れできない瓦れき・スレート等につきましては、桃山町最上地内の収集事務所に搬入していただいたところでございます。

なお、さらに御質問の人力で片づけられない場合であったとしても、管理者自身が搬入する場合の無料受け入れ以外の支援につきましては実施してございませんので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） 船木議員御質問の台風21号・24号の被害対策の屋根瓦の破損被害の応急処置として、ブルーシートや土のうの支給について、危機管理部よりお答えさせていただきます。

議員御指摘のように、本年、記録的な暴風や集中豪雨を伴い、襲来した台風の被害により全国各地で被害が発生いたしました。

紀の川市でも、かつて私たちが経験したことがないような暴風等を伴い台風21号が襲来し、家屋等の屋根や農業用施設が飛散するなどの甚大な被害が多く発生いたしました。

議員御質問の屋根被害の応急処置としてのブルーシートの配布支給につきましては、市内全域の広範囲による多数の屋根等の飛散被害の発生のために、ブルーシートの配布等は対応できない状況でございました。

それから、土のうの支給につきましては、台風の接近や大雨が予測される場合は、事前に土のうを準備いたしまして、内水氾濫が予測される河川や水路等へ設置してございます。

また、土のうを本庁には約1,000袋、各支所には約300袋を配備しまして、各地域で必要に応じて支給し活用いただいている状況でございます。

危機管理部といたしまして、今回の経験を踏まえ、新たな災害対応として可能な限りの準備や対策を講じてまいりたいと考えてございますが、皆様方におかれましても、さらに防災・減災に取り組んでいただくとともに、災害発生後に御家族や御自宅を守れるように備蓄物資等の確認や準備等お願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 船木議員御質問の8番、生活困窮者が家屋等を被災した場合の支援ということでお答えさせていただきます。

生活困窮者が家屋等を被災した場合の支援でございますが、生活保護受給者につきましては、住宅維持費として年18万円以内の修理費用を受給することができます。

また、居住にたえない状態になったと認められる場合には、転居費用・敷金・家賃等を基準額以内で支給し、転居していただくことによって生活環境を維持する形となります。

ことしの台風では、11件の生活保護世帯が罹災し、支援を行っております。内訳は、

住宅維持費の支給4件、転居2件、引き続き対応中の案件が5件となっております。

生活保護に至らない低所得の生活困窮者についても、台風に限らず、火事等で罹災された場合も相談を行っております。審査の結果、生活保護受給となる場合もございます。また、生活保護の対象とならない場合であっても、困っておられる状況を解決するため、例えば、生活福祉資金制度の紹介を行うなど相談体制を整えているところでございます。

また、ことしの台風で、紀の川市は災害救助法が適用されませんでした。それで、紀の川市災害見舞金支給に関する要綱により、生活困窮者に限らず、被害の程度に応じて見舞金を7名の方に支給してございます。

次に、災害時に支援を必要とされる生活保護世帯、障害者、高齢者のうちで要援護者の対象者数ですが、生活保護世帯のうち、持ち家で生活されている世帯は約40世帯、災害時要援護者として対象となる障害者は約1,650名、高齢者は1,020名でございます。

また、御質問の問題、課題についてでございますが、今回の台風において災害時要援護者を見守ってくださっている区長、民生委員等のボランティアの方への伝達方法について改善し、よりスムーズに対象者の把握というものができるよう改善する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありますか。

4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（質問席） 再質問ということで、やはり57年ぶりの被害ということで、いろいろと部局の方も御苦労なさったと思いますが、再質問として、4番の質問で、倒木による通行どめで復旧までにおおむね十日間を要したと、電話もできないし、買い物に行くにも通行できない、悲惨な生活だったと聞いております。

そうした中、やっぱり2～3日は何とか限界やと思うんですけども、これを教訓に、今後またこういう事態が発生した場合に、答弁では一日でも早く通行が確保できるようにと適切に対応したいという答弁をいただいておりますが、さらに地域の住民も倒木協力を要請して、一日も早く復旧するために市の取り組みを再度御質問いたします。

次に、7番のブルーシート配布質問ですけども、これも個人宅までなかなか及ばないということでしたが、今後、全戸配布は無理でも、今回の被害状況を踏まえ、ある程度の備蓄と、また店頭販売が品不足にならないように大手量販店と災害時の緊急販売の確保として契約を結んでいけばどうかと。この2点を再質問としてさせていただきます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） 船木議員の再質問、通行どめ期間の短縮対策についてということでお答えさせていただきます。

今回の台風21号は、今までに経験したことのない暴風雨の被害であったと思います。

山間部の被害規模につきましては非常に大きく、通行障害の復旧を最重要課題として取り組み、建設業協会の最大限の努力・支援・協力をいただいております。

また、関西電力、NTT西日本にも電柱の倒壊した箇所の復旧にも、最大限復旧作業を昼夜を問わずしていただいております。通行どめ期間が長くなったのは、やはり被害が大きかったのが一番の要因と考えております。建設部として、早急にできる範囲の復旧対策は対処できたと考えております。

先ほども答えましたが、今後も災害規模にはよりますが、建設業協会や関係機関との連携を密にして、早急な通行確保に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（坂本康隆君） 危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） 現在のブルーシートの備蓄状況や今後の対応につきましての再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

今回の暴風雨に対する新たな台風被害対応といたしまして、まず大小異なる3種類の約100枚のブルーシートと、土のう袋は約1,100枚を備蓄いたしてございます。今後、さらに災害物資の充実として、対応可能な限り備蓄資機材等の整備促進に努めてまいりたいと考えております。

また現在、災害協定を締結しています市内大型量販店等と、今回の現状を踏まえて物資等の状況把握や対策について協議を行いまして、災害発生時には緊急販売等円滑な必要物資等の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（坂本康隆君） 再々質問は、ありませんか。

〔船木議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、船木孝明君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、3番 仲谷妙子君の一般質問を許可いたします。

3番 仲谷妙子君。

○3番（仲谷妙子君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

災害に強いまちづくりについて。

長年、災害に見舞われている本市について、皆が安心・安全に暮らせるまちづくりを期待しています。去年は、粉河、荒見地区・竜門地区、貴志川の前田地区、桃山町、安楽川地区・調月地区に甚大な水害が起こりました。それについて、安楽川地区のほうの一番大きな平野なんですけども、柘榴川についての御質問させていただきます。

安心・安全に暮らせるまちづくりについて期待していますが、私の感じでは、柘榴川については計画的に工事行っております。急速に危険な場所を施工し、市民が安心して生活できるようにしてほしいと思っております。

また、排水機場についても、増設の計画があると聞きましたが、前々回の水害から何年

たっていますか。現在進行中と聞いていますが、設計するのに2年も3年もかかりますか。このような箇所について、翌年に設計し施工するのが本来の考えだと私は思っております。

以下のことについて、三つほどお聞きしたいと思います。

1番、紀の川市のハザードマップについて。

平成23年資料で、安楽川地区全て浸水、想定地域に指定されているのについて。

2番、柘榴川の整備計画について。

その中の一つは、地盤の地すべりの対策がどのようになっていますか。堤防強度は大丈夫ですか。それと、強度検査はどうなっていますか。

3番目に、本市の排水機場の設備について。

排水機場の増設、前々回のときは増設しますということだったんですけど、いまだにまだ見えてきていないので、御説明のほうよろしく願います。

以上です。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） 仲谷議員よりの「災害に強いまちづくりについて」、ハザードマップで安楽川地区が浸水想定地域の指定となっていることにつきましての御質問にお答えさせていただきます。

紀の川市ハザードマップにつきましては、災害発生時に各地域にどの程度の被害が予測されるか、また災害から命と体を守るための防災対策等を示した地図等でございます。

この平成23年に策定されました本市のハザードマップの安楽川地区等を含む浸水想定区域は、過去の記録をもとに大雨が降った状況を踏まえて、河川等が氾濫した場合と、洪水実績等により国土交通省が予測し発表しました紀の川や貴志川の浸水範囲や被害現状を想定いたしまして、該当の地域へ浸水想定区域として示されてございます。

なお、近年の異常気象に伴う大型台風の襲来や集中豪雨及び大震災の発生など想定を上回る被害が予測されていますので、各河川の浸水想定区域が見直されてございます。本年度に紀の川市ハザードマップの改定業務を実施しまして、策定後は防災・減災や各種の災害対応等に活用いただけますように、速やかに市民の皆様に配布させていただきたいと考えてございます。

今後も市のハザードマップ等活用しながら、災害発生時には和歌山气象台や関係機関と連携を行い、迅速で的確な災害対応や情報収集等に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇） それでは、建設部より、柘榴川の整備計画についての御質問にお答えさせていただきます。

県管理河川の柘榴川の整備状況につきましては、貴志川合流部から上流1キロ地点、国道424号最上大橋付近までは、河川法の規定により国の直轄工事で整備する区間となっております。平成28年度までに護岸工事が既に完成しております。

引き続き、上流部につきましては、平成29年4月に紀の川水系貴志川圏域河川整備計画が策定され、それに基づき県が河川整備事業として、整備計画区間である最上大橋付近から上流1.3キロ地点の区間について測量設計、調査業務を実施しているところでございます。

この区間につきましては、近年の台風や局地的な集中豪雨により、氾濫注意水位を上回った箇所もあり早急な対策が求められているところでございますが、河川改修につきましては、流下能力等を十分検討し、下流側より計画的に工事を進めることが原則でございますので、引き続き県に対して事業の予算確保を強く要望してまいりたいと考えております。なお、今年度の工事として、最上橋から上流側で河道掘削工事と一部護岸工事を予定しているところでございます。

次に、地すべり対策事業でございますが、県の砂防事業として最上橋を境に、上下流域延長550メートル区間について、平成18年度より事業を進めているところでございます。県では、地すべり対策工事の効果を観測判定し、今年度以降も順次、最上大橋の上流側で横ボーリング工による地下水の排除工や抑止くい工、のり面工などの対策工事を実施していくとのことでございます。

次に、堤防の強度は大丈夫か、また検査等を行っているのかとのことですが、県といたしましては、今は調査段階にあるため明確な判断はできていないとのことですが、現況の堤防の断面が流下能力に対し十分満足できるものかどうかも含め、今年度の調査業務結果を待って、今後の整備計画を検討したいとのことでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） 仲谷議員の本市の排水機場の整備・増設についての質問にお答えいたします。

平成26年度から、和歌山市から岩出市・紀の川市に及ぶ地域で国営の総合農地防災事業に着手して、農業用排水施設の排水機能を回復するために、排水路の新設・改修、ため池の調整機能の向上、排水機の新設・改修を進め、浸水被害の軽減を図れるよう実施しております。

この事業は、平成26年度から15カ年の事業工期で実施していく予定で、事業の中でも、貴志川右岸側は高嶋排水機場の改修と東貴志排水機場が新設されることとなっております。貴志川左岸側については、県が実施する附帯工事において丸栖排水機場及び中貴志排水機場が新たに設置される計画となっております。

貴志川沿いの浸水被害を軽減していくには、貴志川下流域の被害から順次実施していく必要があります。排水機場については岩出狭窄部対策事業の計画調整が必要となるため、国交省との河川協議等を実施し、丸栖地区及び高嶋排水機場から整備できるように進めております。

また、調月地区の宮ノ前排水機場導水路については、測量設計を実施しまして、水路の

設置箇所について地元と協議中であり、東貴志排水機場についても早期着手していただくよう要望しております。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありますか。

3番 仲谷妙子君。

○3番（仲谷妙子君）（質問席） では、私から再質問をさせていただきます。

今回の訂正したハザードマップを活用して、防災訓練や危険箇所の周知に努めることを有用と考えるが、市としてはどのように対策するのか。

2番の昨年の浸水被害に見舞われた地域住民の方々から、災害に対する不安がまだ払拭されていない状況の中で、事業の進捗が遅いという意見をよく耳にしますが、もっと急速な事業実施ができないものか。また、国・県に対して予算確保を含め、強く要望してもらいたい。

3番の再質問です。先ほど部長より、国営総合農地防災事業において、平成26年から平成40年までの事業工事で、貴志川右岸地域に高嶋排水機場の改修、東貴志排水機場の新設計画があり、貴志川左岸では、丸栖排水機場、中貴志排水機場を県営での附帯工事の計画があり、また宮ノ前排水機場導水路については、測量設計、地元の協議中であると答弁をいただきました。

近年の異常気象により、いつ起こるかわからない予想することのできないのが災害です。一刻も浸水被害を食いとめるために、また市民が安心して安全に暮らしていけるように、頻繁に発生している浸水被害を早期に対策をしてもらいたいと考えますので、御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） 今回改定しましたハザードマップを活用して、防災訓練や危険箇所の周知に努めることが重要と考えるが、市としての対策はどうかの仲谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

ハザードマップに掲載された情報等は、「特定の想定」に基づく被害予測にすぎませんので、まずは自分の住んでいる土地の災害危険度の確認と、危険性を判断できる能力を養うことが防災対策として最も重要でありますので、新たに改定しましたハザードマップを活用しながら内容の確認をするとともに、市と市民の皆様方がともに協力して災害発生時には自分の命と体、そして地域を守れるように防災力の向上に取り組んでまいりたいと考えますので、引き続き、市の防災訓練や地域の自主防災組織、また消防団活動等の防災訓練や研修会への参加等をよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） 事業の進捗と予算確保の再質問につきまして答弁させていただきます。

市といたしましては、河川の防災対策は喫緊の緊急課題として取り組み、国・県に対し

て協議を行っております。

柘榴川の改修や地すべり対策事業の推進はもちろん、合流河川である貴志川のしゅんせつや河道に繁茂している樹木の伐採、また、現在、急ピッチで事業が進められている岩出狭窄部対策事業の効果として、貴志川の水位の低下効果も徐々に発揮されつつあると聞いております。

今後各事業の早期完成を国・県に強く要望するとともに、第2次長期総合計画にも掲げておりますとおり、「災害に強いまちの形成」に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 仲谷議員の再質問である異常気象により浸水被害が頻繁に発生している中、早期に対策できないかの質問にお答えいたします。

湛水箇所の改修には、最も有効的なのは自然排水で、紀の川及び貴志川の水位を下げるのが一番の改善策であり、岩出狭窄部対策事業を実施することにより紀の川・貴志川の水位が低下するとともに、国営総合農地防災事業により農業用排水施設の排水機能の強化が見込まれることから、地域の内水被害の軽減を期待しております。

今後とも、早期に完成できるよう国・県に働きかけますとともに、関係機関との連携により浸水対策を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

〔仲谷議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、仲谷妙子君の一般質問を終わります。

以上で、本定例会の一般質問は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたします。

次会は、12月7日金曜日、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午前10時28分）